

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第一回遵守委員会作業部会会合 報告書

2007年4月15 - 18日
オーストラリア、キャンベラ

第一回遵守委員会作業部会会合報告書

2007年4月15-18日

オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1.1 歓迎の辞

1. ウッド遵守委員会議長は、参加者を歓迎するとともに、会議を開会した。

1.2 代表団の紹介

2. 参加者の紹介が行われた。参加者リストは別紙1に掲載。

1.3 議題の採択

3. 採択された修正議題を別紙2として掲載した。

1.4 ミーティング・アレンジメント

4. 事務局長が、会議のアレンジメントを説明した。
5. 合意された文書リストは、別紙3に掲載。

1.5 オープニング・ステートメント

6. メンバーのオープニング・ステートメントは、別紙4に掲載。

議題項目 2. 採択された措置の導入

2.1 漁獲証明制度

7. 事務局は、CCSBT 13 の CDS 決議及び文書の一次案に対するメンバーからのコメントを元に編纂した CCSBT 漁獲証明制度(CDS)に関する文書 CCSBT-CC/0704/04 を提出した。
8. 会合では事務局文書のほとんどの箇所が議論された。さらなる議論が必要な多くの課題が認識された。特筆すべき事項は次のとおり。
 - 日本と台湾は、電子 CDS(e-CDS)は現在の状況下では実際的でないと考え、e-CDS サーバーが「ダウン」するような状況における e-CDS の困難性について懸念を表明した。
 - まき網漁業の漁獲については、事務局文書に説明されているように蓄養のドキュメントではなく、漁獲のドキュメントに記録することが、不可欠であると考えられた。

9. 会合の要請に従い、事務局は、事務局文書において CDS がいかに SBT を追跡するのかを説明したフロー・チャートを作成した。フロー・チャートは、漁獲のドキュメントにまき網漁業の漁獲を組み入れるという要請に基づき修正され、別紙 5 に掲載された。
10. 従来型標識対機械読み取り式標識の問題も議論され、オーストラリアは機械読み取り式標識に強い関心を示したが、日本は SBT の輸入と漁業を監督する責任を負う当局が機械読み取り式標識について運用上の懸案を有しており、現時点での使用はできないとした。オーストラリアは、機械読み取り式標識は電子機器ではなく、単にバー・コードを付した紙の標識であり、手入力するための番号を含めうることを明確にした。
11. 会合による CDS の議論と作成を支援するため、オーストラリアは、CCSBT 漁獲証明制度及びタギング・システムに関する詳細な決議案を作成した。オーストラリアによる決議案は、別紙 6 に掲載した。当該文書は、事務局文書に提示されたコンセプトに基づき作成され、CDS に関する会議の議論と CCSBT 13 において合意された CDS についての拘束力のある取極を考慮した。
12. 会合は、オーストラリアの努力の結果、多くの追加的な課題が議論されたとして、感謝の意を表した。
13. 洋上における転載の公的な確認を要求するということは、おそらく転載オブザーバーを利用して満たす必要があり、転載オブザーバー・プログラムが稼働するまで達成しえないと留意された。また、台湾は、転載の確認は実際的でないと考えた。
14. 日本と台湾は、TIS/CDS 文書が添付されていない SBT の輸入品を没収することはできず、単に返送することしかできないとした。
15. ニュージーランドは、オーストラリアによる CDS 決議案が頻繁に漁獲と努力量のデータを収集することを含むことについて、事務局のペーパー・ワークを急増させるのみならず、メンバーのデータ収集制度との重複を招くという懸念を表明した。提案されている CDS のデータ収集のタイムフレームは、ニュージーランドの国内要件より短くなっており、自国のデータ収集制度を提案された CDS データの提供に利用することはできない。また、台湾は、CDS の情報がリアルタイムに提供されることが必要か否かについて、疑問を提起した。
16. 台湾は、TIS で収集される漁獲情報において認められるギャップを克服するため、国内消費する水揚物に記録すべき要件を TIS に追加することで、現行の CCSBT TIS を CDS の基礎として利用すべきとした。台湾は、CDS は TIS を拡張した後、完全な CDS に移行するためのタギングを考慮するという段階的なアプローチに基づいて、策定されるべきであると考えた。
17. ニュージーランドは、CDS に関し必要とされる決定の背景にある概念的問題を提起した。ニュージーランドとしては、標識のない SBT は違法という原則をとまなう、単純な CDS 追跡システムをもたらす標識の利用は、

CDS の有効なツールであると考えた。これについては、単に TIS を拡張しただけでは解決しないとされた。

18. 日本は、すでに実際的かつ補助的な CDS とタギング制度を有していると述べ、会議終了後、日本が何を行っているかを説明した文書を提供することを申し入れた。台湾は、日本に対し、TIS 証明書と調和したはえ縄漁業のための現実的なアプローチの作成を依頼した。日本は、可及的速やかに文書を作成することに合意した。
19. メンバーは、個々の魚について一つの文書を作成しなくてはならないのではなく、個々の魚が記録されるべきということに、総じて合意した。従って、標識を装着された魚のリストが付された文書をとともう積荷は、受け入れられることとなる
20. ニュージーランドは、CCSBT 13 で合意された CDS 決議の要件を満たすためには、SBT の活け込みと取引を追跡するために、現行の CCSBT TIS フォームを修正する可能性があるとして述べた。台湾が示唆した TIS を元に構築することについては、完全に新たなシステムの開発が必要とされることより、むしろ現行のシステム(データベースの類)を利用できるように修正を加えることの方が有利であることが留意された。また、TIS を修正するのであれば、特定の要素がその他に先駆けて開発されるような場合に、段階的な発展を TIS に加えうる。ニュージーランドは、事務局及び他のメンバーとともにこれらのアイデアをさらに発展させる作業に取り組むことに満足していると述べた。
21. 日本は、このアプローチによって CDS により近づけたと考えた。日本は、実行可能と思われる CDS の提案を作成し、事務局を通じてメンバーに回章する意向であるとした。すでに多くの漁獲のドキュメントが存在し、また 2006 年に新たなタグ・システムが導入されており、CDS が必要とするすべての機能がすでに揃っていると繰り返し述べた。そのうえで、税関当局が容易に処理しうるシステムを開発することの重要性に言及した。
22. 台湾は、すべてのメンバーからの CDS 提案を歓迎するとし、CDS は実行可能であるべきであり、合法的な漁業及び蓄養の活動に対し不必要な負担を与えてはならないと強調した。
23. オーストラリアは、CDS は実行可能、効果的かつ能率的であるべきとした。中途半端な措置や不完全な設計の措置では IUU 漁業を防ぐことができないと述べ、追跡が漁獲、捕殺、並びに転載、輸出、輸入及び再輸出を含む取引において行われることが重要であるとした。オーストラリアは、メンバーのコメントを考慮して CDS 決議案を修正し、休会期間中の議論のために修正版を回章するとした。さらに、段階的な手法でタギング・システムを開発することについて満足していると述べた。
24. ニュージーランドは、市場段階の最低一段階において魚体に標識が残存するという提案は、合法的な魚を識別することにとって重要であると考えていると述べた。

25. 日本は、日本では流通段階において SBT に標識を残存させるという法的な要件を課すことは不可能であるとした。商業市場の協力がある場合のみ標識は魚体に留まりうるが、これは換言すると標識が市場にとって受入可能かつ好都合である必要がある。日本の担当官が、そのような支持がとりつけられるか否かをはっきりさせるため、市場と協議を行う。
26. オーストラリアは追加的な CDS 提案の回章について約 3 週間以内とすることを要求したが、日本は、他の会議に出席しなければならず 6 月まで提案を提出することができないとした。ニュージーランドは、CDS 提案に報告に関する現行の取極を考慮できるように、すべてのメンバーがかかる取極を文書として提供することが有益であると提案した。
27. 台湾は、蓄養はグローバル・クォータの約半分を占めており、どのような決議であれ、蓄養及び天然漁業の間で同等の要件が盛り込まなければならないという見解を表した。
28. オーストラリアは、蓄養に対する漁獲、活け込み及び曳航のドキュメントを含む包括的な漁獲追跡のドキュメントを実施している旨回答した。いくつかの蓄養会社では、魚の由来、蓄養された場所、餌の種類、体重及びその他のデータを確認するのに利用可能な機械読み取り式バー・コード標識を用いたタギング・システムをすでに実施している。バー・コードは、パスワードを用いインターネットを通じてコンピューター・データベースにアクセスすることができる情報を与え、それにより情報を入手することができる。
29. 日本に入港する日本船及び外国船の検査を実施する当局に関するオーストラリアからの質問に対し、日本は、次のとおり述べた。
 - 日本の国別割当の SBT を有するすべての日本船及び転載船については、日本国水産庁の担当官が指定 8 港において検査を実施している。
 - ロインといった空輸された外国製品の検査は、税関によって実施されている。

2.2 漁船監視システム

30. オーストラリアは、中央管理型漁船監視システムの決議案(文書 CCSBT-CC/0704/06)を提出した。メンバーは、SBT 漁船、とりわけ公海操業船の VMS について、必要性を再確認した。しかしながら、CCSBT 内部では中央管理型漁船監視システムの必要性に関して、見解の相違が見られた。
31. オーストラリアは、中央への報告は必須であると考え、次のとおり述べた。
 - CDS は、VMS を確認のための主要な方法の 1 つとしており、VMS がなければ、CDS を通じて報告される位置情報の確認はほぼ不可能になる。
 - CVMS の有効性は、2006 年 FAO VMS 専門家会合で支持された。

- 自前の VMS を導入する能力を持たないメンバー及び協力的非加盟国は、システム開発に自ら取り組む代わりに中央管理型 CCSBT 報告システムに頼ることができる。
 - オーストラリアは、まぐろを漁獲した位置情報を偽って報告し、公海上において冷凍船に転載した 28 隻のはえ縄船を例にあげ、IUU 漁業の犯罪訴追手続きにおいて、VMS が非常に有効であるという用例に言及した。
 - WCPFC の第 3 回定期会合は、当該条約の第 10 条に従い、VMS について拘束力のある保存管理措置を採択した。WCPFC における VMS の導入に関する手続きは、次のとおり。
 - 委員会 VMS
 - 北緯 20 度以南、東経 175 度以東において、2008 年 1 月 1 日から、システム開始

パラグラフ 6 委員会 VMS の種類と仕様によれば、委員会 VMS は独立したシステムとし、委員会の指導の下、公海で操業する漁船から直接データを受け取るものとなっている。
 - WCPFC 水域でまぐろを漁獲する場合、本会合に出席するすべての者は、この取極に拘束される。
 - WCPFC 又は CCAMLR 水域において漁業を行うメンバーは、操業時、中央管理型システムへの VMS 報告が要求されることになる。
 - すべてのオーストラリアの船舶は、2007 年 7 月 1 日までに VMS を搭載する。
 - 他の RFMOs と調和された VMS システムを有することが重要である。例えば、船舶が WCPFC の管轄水域から IOTC の管轄水域に移動する場合には、WCPFC の CVMS システムから事実上存在しなくなる。船舶が IOTC の管轄水域に引き続き留まっているのか、WCPFC 水域に戻ったのか、明確でなくなる。
 - IUU 漁業のコストは数十億ドルに達しており、CVMS の目的は IUU 漁業の拡大を減じることにある。
 - オーストラリアは、いくつかのメンバーが調和された VMS の必要性を見いだせないとしていることに失望を覚えた。
32. 日本、台湾及び韓国は、CCSBT による CVMS を支持せず、VMS による監視は旗国の責任であるという CCSBT 13 からの立場を、改めて表明した。さらに、SBT 船の VMS による監視の必要性は理解しており、すでに自国の SBT 漁船には VMS を搭載済みであると述べた。韓国は、CCSBT 事務局が IOTC 決議 0605 のパラグラフ 3 に明記された方法での要求に応じて VMS 情報にアクセスすることで CVMS の代替になりうると思った。日本と台湾は、CVMS を強制とすることで、事務局経費が直接的にも間接的にも増加することを強調した。また、日本は、次のとおりコメントした。
- SBT について、遵守すべきは割当であり操業区域ではない。

- VMS の目的は、位置を確認することであり、ファイン・スケール情報を収集するためではなく、旗国がその他の情報と照合するためにある。
 - 事務局から偶発的に情報が漏洩した場合、機密保持の問題がある。
 - 船舶が公海で操業する場合と EEZs 内 (EEZs は沿岸国の国家主権が及ぶ) で操業する場合とで、追跡要件が異なる。
 - 将来的に、WCPFC、IOTC 及び ICCAT のすべてが CVMS を導入した場合、SBT 操業水域の範囲はカバーされることとなり、CCSBT CVMS の必要性は取り除かれる。
 - IUU 船は決して VMS をつけない。合法的に操業する船舶のみが負担を課される。
33. ニュージーランドは、VMS を支持し、公海上で操業する大型漁船に CVMS を要件とすることに反対しないとしたが、提案された毎時報告の必要性、及び現時点で CCSBT がファイン・スケールの常時監視を付加することの利点について確信が持てないとした。いずれにしても、ニュージーランドは、事務局にある種のデータを送信するという考え方を支持しており、そのような送信の種類と頻度について考慮するべきであるとした。ニュージーランドは、CCSBT と他の RFMOs の違いの一つは、他の RFMOs は境界線と VMS の要件に影響を与える監視すべき閉鎖された水域を有することにあると述べた。
34. 議長は、CVMS はさておき、個々のメンバーが適切な漁船管理システムを有し、それらが完全性と公正さをもって実行されているという必然的な信頼を与えるメカニズムが存在するのかについて、検討するよう求めた。議長は、個々のメンバーが運用する VMS の独立監査といったオプションは、受入可能な信頼のレベルを与えうるとの意見を述べた。
35. 議長は、CCSBT 13 が遵守委員会に VMS に関する CCSBT 14 への具体的な助言を提供する責務を与えたこと、及び委員会が VMS 決議の導入について日程を設定したことに言及した。どのように最良の助言を作成するか、特に修正されたオーストラリアの VMS 文書の議論を進めるのか否かについて、多くの議論がなされた。
36. オーストラリアは、委員会の VMS に関する CCSBT 13 における要件を進展させる目的において、文書を提出した唯一のメンバーであるとし、さらにメンバーが検討できるよう会合の事前に文書を提出した唯一のメンバーであることを強調した。オーストラリアの文書は、会合の 30 日前に提出され、多くの議論の基礎となった。会合を有意義なものにするためには、すべてのメンバーが会合の十分事前に文書を提出することが肝要である。このことなくして、CCSBT 13 で合意された重要な MCS 措置の作成を進めるために、他のメンバーからコミットメントを得ることは困難である。
37. 韓国は、オーストラリアの修正された VMS 文書には重大な技術的問題があることに留意した。例として、韓国船は洋上で 12 ヶ月を費やしており、2 ヶ月以内に破損した VMS を修理するという要件は、全く実際的ではなく費用がかかりすぎることをあげた。

38. 韓国は、過渡的なアプローチが VMS 実施には不可欠であると述べた。
39. ニュージーランドは、VMS システムの調和、トリガー・ポイントに関する取極、及び要すれば VMS 報告を強化する働きが必要であると考えた。
40. 台湾は、IOTC の VMS を採用することが CCSBT にとって最善の方針であるとの見解を明らかにした。
41. オーストラリアは、発展途上国を支援するための過渡的なモデルであることを理由に、IOTC モデルの採用に反対した。CCSBT メンバーの経験を考えれば、CCSBT はそのような過渡的な取極を必要としない。すべての CCSBT メンバーは VMS を完全導入する能力があり、メンバーの何ヶ国かは VMS 機器の主要な製造者でもある。
42. オーストラリアは、CCSBT 13 で VMS 決議の最終化は CCSBT 14 の前までに行われなければならないとされたことに留意した。オーストラリアは、本会合で中央管理型 VMS が勧告されないということを受け入れ、その理解において進めていくことに合意すると述べた。
43. ニュージーランドは、おそらく、オーストラリアの立場は、旗国に VMS データが提供された後、合意されたインターバルで事務局にわたるといふもので、CCSBT 13 決議の趣旨に沿っていると指摘した。
44. オーストラリアは、すでに VMS の基準が存在しており、SBT 分布域と重複する管轄水域をもつ RFMOs である IOTC と WCPFC の委員会のメンバーによって拘束力ある措置に合意されていると述べた。
45. 他の委員会がカバーしていない公海について、さらに議論された。
46. 委員会が採択しようとする現行の VMS 決議について議論がなされ、WCPFC 及び IOTC(SBT が通常存在する)、CCAMLR 及び ICCAT(SBT が存在する)、並びにそれらの RFMOs がカバーしない公海については IOTC を、その基礎とすることとした。
47. メンバーは、この提案はメリットがあり、さらなる作業によって利益を得られると感じた。ニュージーランドは、オーストラリアの提案に基づき、新たな文書を会合に戻すことを申し出た。
48. 台湾は、残っている問題を考えると、作業が休会期間中に引き続くことになり、新たな提案は遵守委員会の次回会合に提出される必要があることを指摘した。
49. 議長は、新たな決議案の今次会合への提出をニュージーランドに依頼するために、メンバーの同意を取りつけた。
50. 議長は、オーストラリアが準備した決議案について、これ以上の検討を保留した。
51. ニュージーランドが作成した決議の当初案に関連して、次を含む多くの議論がなされた。
 - 日本は、VMS による位置情報は知的財産の問題があると述べた。

- オーストラリアは、他の RFMO 外の水域のために「キャッチ・オール」条項を残してはどうかと問うたところ、日本は、東太平洋に地理的な空白があると述べた。「キャッチ・オール」の文言を残すことで解決した。
 - ニュージーランドは、VMS に関する義務の一層の進展を期待するとした。
 - オーストラリアとニュージーランドは、個別的な要求に基づき、要求された国の裁量なしで、メンバーと協力的非加盟国が VMS データを提供するという要件を決議に含めることを強く支持した。
52. 最終的な決議案は、別紙 7 に掲載。
53. 遵守委員会の次回会合のために別紙 7 に明記された VMS サマリー・レポートのフォーマットを事務局が準備することが合意された。
54. 日本は、オーストラリアに対し、いかに大臣を含む「国会議員」に守秘義務を負わせるかについて質問した。オーストラリアは、オーストラリアの大臣は CCSBT の守秘義務の規定によって、国際法の下、拘束されると回答した。
55. 日本は、今次会合で、決議案付属書 I パラグラフ 2 の文章中に「及び会議員」を含めることに合意できなかった。オーストラリアは、過程において欠くことができず、現時点で合意していないとして、決議の中でこの文章をハイライトするよう主張した。

2.3 大型漁船による転載の規制措置

56. 議長は、CCSBT 14 以降までにある一定程度の目標を達成する必要があるということが、CCSBT 13 において合意され、メンバーは転載規制の取組についての進捗を報告するよう求められたことに言及した。
57. オーストラリアは、独立オブザーバー・プログラムに関する文書の紹介を申し出た。
58. 台湾は、オブザーバー・プログラムと転載プログラムがともにオブザーバーを利用するものの異なるプログラムであり、別個であるべきという見解を述べた。
59. 台湾と韓国は、ICCAT 転載オブザーバー・プログラムに多くの金銭的な責務を果たしている旨説明した。両国は、CCSBT は IOTC と ICCAT において策定されているスキームに対し、協力と調和を図るべきであり、別個のスキームを試みてはならないという意見であった。
60. 台湾は、CCSBT は ICCAT 及び IOTC において策定されている取極と一致した措置を講じる必要があるが、それらのプログラムは来年まで多くの進展を見るできないと考えているとした。現実的に、CCSBT は個別に作業をするのではなく、IOTC の転載取極と緊密に作業しなければならないということが概ね合意された。

61. ニュージーランドは、転載にかかる決議が先送りになる理由を見いだせなかった。決議には固守すべき明確な行動とタイムフレームが提示されている。
62. 事務局は、ICCAT 及び IOTC 事務局との間で転載及び手続きの調和について協議をもったこと、またその作業が進んでいることを報告した。事務局としては、CCSBT 14 までに、他の RFMOs と協力を図る最良の方法について報告できる状況になると見込んでいるとした。
63. オーストラリアは、CCSBT 13 において委員会が転載について拘束力ある措置を採択したこと、及びメンバーと協力的非加盟国は事務局に対し CCSBT 14 までに自国の LSTLVs から洋上において転載物を受けとる許可を与えた運搬船のリストを提出しなければならないとなっていることに言及した。転載措置が 2008 年 7 月 1 日から実施されれば、メンバーが CCSBT 運搬船登録に掲載された船舶及び地域オブザーバーを含むいくつかのその他の要件に反して転載することは違法となる。
64. 日本は、運搬船の運航状況は年ごとに異なることを指摘した。日本は、自国のタギング・プログラムを通じて、運搬船の運行状況に関する詳細かつ最新の情報を収集している。
65. 事務局は、CCSBT 13 で採択された転載決議の下でのメンバーの責務を列記し、CCSBT 14 の国別報告にそれら責務への対応ぶりの進捗の報告をメンバーに求めるレターを、本会合の後速やかに作成することが求められた。また、事務局は、CCSBT 13 の転載要件を全うするための事務局の作業について、遵守委員会年次会合に報告することが求められた。

議題項目 3. その他可能性のある遵守措置についての検討

3.1 イントロダクション

66. 議長は、MCS 措置はパッケージの一部として考えられるべきであり、また異なる管理取極を有する別の管轄区域における実施協定を考慮し検討する必要があると述べた。
67. 議長は、2007 年 1 月のまぐろ類 RFMOs 会合をホストした日本に対し、会合の成果についてのコメントを求めた。日本は、主たる成果は会合によって行動計画が合意されたことであるとした。会合においては、個別のツールの代わりに MCS 措置がパッケージとして検討すべきであることが明確にされた。しかしながら、個々の RFMO は独立しており、それは不必要に損なわれるべきではない。
68. ニュージーランドとオーストラリアは、神戸会合で合意された行動計画によって、まぐろ類 RFMO 間における MCS 措置の調和に効果的な協力と調整を通じて至急取り組むべきであることが確認されたと述べた。会議は、まぐろ類 RFMOs 神戸会合の参加者がすべての RFMO がそのパフォーマンス・レビューに取り組むべきであると合意したこと、及び CCSBT 13 によってすでにそのプロセスに着手していることを留意した。

69. オーストラリアは、神戸会合ではさらに取り組むべき技術的な作業が確認されたとし、貿易追跡システム及びタギング・システムの調和、IUU 漁船のグローバル・リストの創設、並びに転載及び管理措置の調和をあげた。
70. 日本は、2007年3月31日に終了した2006/07漁期における新たなSBT管理制度の実施状況を説明した文書CCSBT-CC/0704/16を提出した。
71. メンバーは、会合の前、かつ、事務局による文書の翻訳が間に合うように文書が配布されることの重要性を強く主張した。
72. 日本は、文書が会合の直前に提出されたのは4月上旬にようやく利用可能となった2006/07漁期の結果から情報を取り込む必要があったためであると述べた。
73. 日本は、その説明とSBT漁業に講じた遵守措置について、感謝を受けた。日本の管理システムについての質問に対し、日本は、次のとおり回答した。
 - SBTのタギングは2006年4月に開始された。水揚げ時に日本国水産庁の担当官による検査を受けた後は、魚体に標識を残存させるという要件は課されていない。日本は、事務局とともに、様々な標識の低温耐久性(-60°C)について、試験を行った。
 - オーストラリアの日本に対するSBTを漁獲するすべての船が確認されるかという問いに対し、「日本の国別割当の下でSBTを有するすべてののはえ縄船及び冷凍船が確認される」と回答した。
 - SBTの確認は日本国内の指定8港で行われている。これらの港においてSBTの割当を持つ船舶は検査を受け、個別のSBTの標識の詳細を確認される。SBTが8港以外で水揚げされることはなく、将来これが起きたならば、その手の水揚げは珍しいことから地元の新聞に取りあげられるであろう。
 - 日本のすべての大型はえ縄船は、すでにVMSを導入済みである。

3.2 独立オブザーバー・プログラム

74. メンバーは、強化されたCCSBT独立オブザーバー・プログラムの実施に関するオーストラリアの文書CCSBT-CC/0704/08について、簡単なコメントを述べた。
75. ニュージーランドは、十分に機能するプログラムの重要性及びオブザーバーのカバー率目標10%はすべてのメンバーにとって重要であることに合意した。また、国内オブザーバーのカバー率10%のなかでビデオ・カメラを試験的に使用することについて合意したが、オブザーバーのカバー率の引き上げは支持しなかった。ニュージーランドは、オブザーバーの出所は問わず、費用及び達成基準の問題についてより一層の議論を望むとした。

76. 日本は、科学オブザーバー・プログラムが実施されており、10%のカバー率が目標とされていることに言及した。また、日本は、科学オブザーバーが達成する任務の重要性を指摘したうえで、日本語のできないオブザーバーを乗船させた場合、しばしば問題が発生し、オブザーバーはたびたび早期下船を要求してくることに言及した。
77. 台湾もまた国際オブザーバー・プログラムの言語障壁を懸念しており、現時点では、メンバーにとって、国際オブザーバーの展開より 10%カバー率の達成の方がより重要であると考えた。

3.3 入港国措置

78. オーストラリアは、入港国措置の重要性及び MCS 措置の有効性を確保するため非加盟国を関与させる必要性について、意見を述べた。オーストラリアは、IUU 漁業の SBT の主要な経路は、付加価値のある製品(例、ロインやクリア・パック)に加工できる入港国を経た後、標識を付けず、CDS の管理外で SBT 市場に再輸出されるというものであると指摘した。第 27 回 FAO 水産委員会は入港国措置についての拘束力ある措置に関する協議の着手に合意しており、オーストラリアは、CCSBT メンバーに対し当該協議への参加を勧めた。
79. ニュージーランドは、遵守委員会の次回会合に向け入港国措置に関する文書を準備することに合意した。

3.4 乗船検査

80. メンバーは、CCSBT 乗船検査制度の実施に関するオーストラリアの文書 CCSBT-CC/0704/12 について、簡単なコメントを述べた。
81. 台湾は、乗船検査は主権に関して非常に微妙な問題であり、そのメカニズムは公正かつ対等な立場に基づき創設されなければならないと考えた。
82. 日本は、乗船検査の問題について国内で議論を続けている。インド洋に 3 隻の取締船を展開しているが、今後も日本船以外の船舶を検査できる見込みはない。また、日本は過去のたら紛争のような論争を起こした問題に言及し、将来においてその手の問題を避けたいとした。
83. ニュージーランドは、オーストラリアが提案した WCPFC の制度は CCSBT が利用可能な効果的な制度の基礎を与えていると考えた。また、ニュージーランドは、CCSBT のメンバーはまた WCPFC のメンバーであり、WCPFC 手続きを採用することは、2007 年 1 月のまぐろ類地域漁業管理機関神戸会合の成果物である調和との整合性を確保することになると述べた。
84. 韓国は、個々の RFMO がその状況に応じて要件を検討しなければならないと述べた。調和のコンセプトは、異なる RFMO が同様な決議を採択する時のためのものであり、もとより決議を採択するという根拠ではない。

韓国は、乗船検査制度を有する WCPFC のメンバーであるが、CCSBT が乗船検査制度を有することを望んでいない。

85. 日本は、乗船検査が WCPFC 条約に規定されているが、CCSBT 条約にはないことに言及した。SBT 漁業の大半がインド洋で行われている、一方の WCPFC 条約水域の多くは公海と EEZ が入り組んだ構造になっており、CCSBT が乗船検査を必要とするのか否かを決定する際、これらの違いを考慮しなければならないとした。
86. オーストラリアは、国際法の下で完全に主権が及ぶ EEZ 内及びその周辺において、多くの数の SBT が漁獲されていると述べた。さらに、オーストラリアは、WCPFC の管轄水域は東経 148 度以東であり、WCPFC メンバーとして当該水域では必要に応じて乗船検査の権利を行使したいとした。また、調和は重要であると考えており、近い将来 IOTC が WCPFC の乗船検査制度に協調するとともに、CCSBT がそれに続くことを望んでいたとした。オーストラリアは、国連公海漁業協定の締約国(日本、ニュージーランド及びオーストラリア)は、同協定によって、当委員会に乗船検査手続きを採択させる義務を負っていることに言及した。最終的に、オーストラリアは、数週間以内に、メンバーに対し、CCSBT 乗船検査制度の決議案を回章するために提出するとした。

3.5 漁船登録

87. メンバーは、IUU 漁船の登録に関するオーストラリアの文書 CCSBT-CC/0704/09 について、簡単なコメントを述べた。
88. ニュージーランドは、オーストラリアの文書における IUU 登録のコンセプトを支持した。ニュージーランドは、より一層の議論が必要と思われる IUU 漁業の定義並びに船舶の登録及び登録からの削除の手続きについて、いくつか問題があるものの、メンバーとともにそれらの問題解決に取り組むことを歓迎するとした。
89. 日本と台湾は、オーストラリアの提案する 3 分の 2 の多数決という方式に異議を唱え、コンセンサス方式を申し入れた。台湾は、CCSBT 条約が「委員会の決定は、全会一致の投票によって行う」と定めているとした。オーストラリアは CCAMLR の IUU 登録に関するコンセンサス方式が多くの実行上の問題を引き起こしたとしたが、日本はネガティブ・リストは漁船を抹殺しようということを真摯に考慮する必要があると考えた。
90. 日本は、IUU リストの提案は漁船を制限するものであるが、許可船リスト同様に蓄養いけすを包含するよう拡大適用しようかという点に疑問が残るとした。
91. オーストラリアは、メンバーの指摘をふまえ修正を加え、次回遵守委員会の前に修正案を回章するとした。

3.6 SBT 蓄養に関する遵守措置

92. 日本は、蓄養施設及び蓄養についての 2 決議を含む SBT 蓄養に関する遵守措置案について文書を回章した。日本は、蓄養施設について、はえ縄同様にポジティブ・リストを作成することが重要であると述べた。リストによっていけすを漁船のように取り扱うことを明確にする。蓄養の決議は、ICCAT の決議をふまえサンプリングに関する要素を盛り込んだ。
93. オーストラリアは、会合前に文書が提出されていなかったことに言及し、そのため、2 決議を精査する機会、又は業界と協議を持つ機会がなかったが、差しあたっての意見を準備した。
94. 施設の要素について、施設リストは概して現在入手可能となっており、メンバーは次で閲覧できる。
http://www.pir.sa.gov.au/pages/aquaculture/public_reg/aqua_public_reg.htm
95. 日本は、ポジティブ・リストは CCSBT の枠組の下にあるべきとした。
96. オーストラリアは、施設を包括するという日本の考え方は良いものであり、SBT 漁業に関係する許可漁業会社、転載会社及び加工会社に検討材料を与えるべきであると述べた。
97. 蓄養の決議について、オーストラリアは、情報の大半が現在入手可能となっており、CDS に含まれることになると考えた。
98. オーストラリアは、ステレオ・ビデオ・システムをもってすれば最低 10% のサンプル率は容易に達成可能であり、恐らく、休会期間中に当該文書に合意することが可能であるが、細部にわたり注意深く検討する必要があると考えた。
99. ニュージーランドは、SBT 漁業の保存管理措置を実質的に強化するのであればどのようなプログラムでも支持すると述べた。

3.7 その他の措置

100. オーストラリアは、DNA に関する文書 CCSBT-CC/0704/09 を簡単に紹介し、実稼働環境においてテストは 14 ドルとなっているとした。オーストラリアは、標識のない製品が SBT であるか否かを必要に応じ確認するのにテストが有効であると考えた。
101. 日本は、市場において SBT を没収することはできず、テストを望むならば SBT を購入する必要があるとした。また、日本と台湾は、遺伝子テストは科学的な問題であり、拡大科学委員会での議論が必要であると思料した。
102. ニュージーランドは、DNA サンプリングを有効な遵守のためのツールと見なし、さらなる検討を歓迎するとした。

議題項目 4. 導入された措置の遵守状況の監視

4.1 導入された措置の有効性及び遵守状況の監視について考えられる手段に関する討議

103. 本議題項目の議論はなかった。

議題項目 5. その他の事項

104. 議長は、別紙 8 に掲載した作業計画を提案した。

議題項目 6. 拡大委員会への遵守委員会からの報告

105. 本議題項目の議論はなかった。

議題項目 7. 閉会

106. 報告書が採択された。

107. 会合は、2007年4月18日午後5時20分に閉会した。

別紙リスト

別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 オープニング・ステートメント
- 5 事務局による CDS フロー・チャート
- 6 オーストラリアによる CCSBT 漁獲証明制度及びタギング・システムの採択及び導入に関する決議案
- 7 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議
- 8 議長による作業計画

参加者リスト
第一回遵守委員会作業部会会合

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
サイモン・ヴィーチ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
ケビン・マックロクリン	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
アネット・サンズ	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイソン・チャイ	外務貿易省国際法部担当官
ウィリアム・ストーリー	法務省国際法室上級法律官
アナガ・ジョシ	法務省国際法室法律官
キャンベル・デイビーズ	CSIRO 海洋大気研究部主任研究員
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業監督官
ライアン・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長
カイリー・ウェルス	環境水資源省担当官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
グレン・サント	トラフィック・オーストラリア代表
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル
マイケル・トーマス	AFE サリンググループ
リチャード・リンゼイ	AFE サリンググループ

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン	行政院農業委員会副組長
ユー・シャン	外務省二等秘書回部辦事
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
イン・ホー・リウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会

ウエン・ジュン・シェウ	会長 台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会 主任委員
クワン・ティン・リー ジェームス・チュー ジュリー・リン	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書 在豪台北経済文化交流事務所所長 在豪台北経済文化交流事務所

日本

勝山 潔志	水産庁資源管理部国際課国際交渉官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
成澤 行人	水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
籠尾 啓太	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部

ニュージーランド

スティーブ・スチュアート	漁業省漁業取締担当官
フィリップ・カー	漁業省取締担当官（国際漁業）
エイダー・シャープ	漁業省取締分析官
アーサー・ホーア	漁業省地域漁業管理機関担当官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律担当官
マリアナ・アンダーソン	在豪ニュージーランド高等弁務官事務所書記官

大韓民国

キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局参事官
ジョン・クァン・アン	海洋漁業省国際協力局補佐官

CCSBT 事務局

ニール・ハーミス	事務局長
宮澤 軌一郎	事務局次長

ボブ・ケネディー

データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

高野 ゆき

議題

遵守委員会作業部会会合
オーストラリア、キャンベラ
2007年4月15-18日

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 代表団の紹介
- 1.3. 議題の採択
- 1.4. ミーティング・アレンジメント
- 1.5. オープニング・ステートメント

2. 採択された措置の導入

- 2.1. 漁獲証明制度
- 2.2. 漁船監視システム
- 2.3. 大型漁船による転載の規制措置

3. その他可能性がある遵守措置についての検討

- 3.1. イントロダクション
- 3.2. 独立オブザーバー・プログラム
- 3.3. 入港国措置
- 3.4. 乗船検査
- 3.5. 漁船登録
- 3.6. SBT 蓄養に関する遵守措置
- 3.7. その他の措置

4. 導入された措置の遵守状況の監視

- 4.1. 導入された措置の有効性及び遵守状況の監視について考えられる手段に関する討議

5. その他の事項

6. 拡大委員会への遵守委員会からの報告

7. 閉会

第一回遵守委員会作業部会会合

文書リスト

(CCSBT-CC/0704/)

01. Draft Agenda
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Initial CDS Considerations (Draft 2)
06. (Australia) Centralised Vessel Monitoring System for the CCSBT
08. (Australia) Implementation of an enhanced CCSBT Independent Observer Programme
09. (Australia) Illegal Unreported, Unregulated (IUU) Vessel Register
11. (Australia) DNA Sampling
12. (Australia) Implementation of boarding and inspection regimes for the CCSBT
13. (Australia) 'Catching On - Trade-Related Measures as a Fisheries Management Tool' (TRAFFIC)
14. (Australia) 'Confronting Shark Conservation Head On' (TRAFFIC)
15. (Japan) Draft compliance measures on SBT Farming
16. (Japan) Domestic management of SBT fisheries in Japan

(CCSBT-CC/0704/BGD)

01. (Australia) 'The use of Trade-Related Measures In the Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna' (TRAFFIC)

(CCSBT- CC/0704/Rep)

01. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
02. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
03. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
04. Report of the First Meeting of the Compliance Committee (October 2006)
05. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)

オーストラリアのオープニング・ステートメント

オーストラリア政府にかわり、CCSBT 遵守委員会作業部会会合への皆様の参加を歓迎いたします。我々は、CCSBT 遵守委員会を 1 回しか開催しておらず、MCS 措置について他の RFMO に遅れをとっております。我々は、CCSBT 13 で合意された MCS 措置、とりわけ CDS、VMS 及び転載、また速やかな実施が求められる措置について取り組むため、ここに集まっております。

はじめに、2007 年 1 月に神戸で開催された RFMO 合同会合で提起された課題とそこで強調された活動について、ふれたいと思います。

1. 統合された MCS 措置による遵守の確保
2. 取引追跡システム及びタギング・システムの開発及び調和のために必要される技術的作業
3. 管理措置をとるなう転載の調和
4. まぐろ漁船のリストの作成
5. IUU 漁船のグローバル・リストの作成

これらのアイテムに加えて、CCSBT は、神戸で提起されたパフォーマンス・レビューをいかに実施するかについて合意しなければなりませんし、これについては速やかに取り組まなければなりません。今 CCSBT がレビューされるとしたら、そのようなレビューでは、MCS 措置の実施が遅れていることに悪い影響を与えられ、否定的な様々な意見がでることでしょう。

私は、ここに、日本が機密保護に反したという残念な問題を提起したいと思います、日本の水産庁とその他の職員によるポート・リンカーンへのオーストラリア蓄養事業の最近の視察が 2007 年 4 月 11 日付けで日本の新聞(水産経済新聞)によって報じられました。新聞記事は視察に関して日本が作成した文書と実質的に同一で、明白かつ重大な機密保護違反となっており、そのことでオーストラリアは苦しめられております。

ポート・リンカーン視察は、オーストラリアと日本によって準備されました。オーストラリアは、2007年3月のポート・リンカーン視察の前に、日本の水産庁に対して、繰り返し機密保護協定への署名を求めましたが、日本は拒否しました。その代わりに、水産庁の担当官は、視察の前に、視察団と視察の情報を CCSBT 機密保護規定によって拘束するための機密保護協定ではなく、書面によって確約する旨を、オーストラリア政府に対して提示してきました。

日本は、以前に、昨年起こったオーストラリア政府の被雇用者が公開のフォーラムにおいて CCSBT の機密事項に言及したという事案について、意見を述べておられました。代表は、独自の協定に関する意見を述べておられましたが、それらは逸話です。私は、オーストラリア政府がこれらの問題を極めて真摯に受けとめていること、及び当該人物がもはやオーストラリア政府で働いていないということ、を、会合に報告いたします。

日本による重大な守秘義務違反の問題は記録に留めておく必要がありますが、我々は協力的な方法で前に進むことを望みます。

オーストラリアは、オーストラリア SBT 業界のメンバーに、本件についていくつかの問題を訂正するためのステートメントを述べさせていただく機会を与えていただきたく思います。

私は、実り多い会議を望むとともに、本年10月の委員会会合に申し送ることができる積極的な成果を追求いたします。

オーストラリアの業界によるステートメント

議長、2007年4月11日付け水産経済新聞のオーストラリアまぐろ蓄養に関する記事についての議論に参加させていただきありがとうございます。

機密保護違反の可能性がある問題は委員会に対するものであり、我々はそれについてコメントは控えます。

我々の真意は、オーストラリアの業界が漁獲量管理の改善のために建設的かつ開かれた手法をお約束しているということにあります。3月に日本の代表団によるオーストラリア蓄養事業への視察を受け入れたのもそのためであります。

死亡魚や魚を隠していることについての主張を含め、新聞記事にある代表団が大まかに提起したほとんどの問題は、日本政府が正式な方法で提起されたのであれば、細部にわたり容易に誤りを証明することができました。

もっとも我々が懸念している問題は、新聞記事が特定のオーストラリア蓄養業者に言及していること、及び蓄養業者が魚の処理に化学薬品を使用していると代表団の科学者が主張されたことにあります。

まず、新聞記事に言及されたオーストラリア蓄養業者はサリン・マリン・ファーム(SMF)と言って、そもそも自主的に自らの蓄養場に大きな代表団を招いてくれた蓄養業者です。SMFのスタッフは、代表団受け入れについて多くの困難がありましたが、曳船用いけすから蓄養いけすへのSBTの活け込みを代表団に見ていただくことができました。また、SMFは、代表団に体重サンプルを視察する機会を提供しましたが、代表団の到着は体重サンプルが行われた後でした。

次に、日本かつお・まぐろ漁業協同組合の石川組合長が、SMFは化学薬品を使用していると言及したことについて。我々は、石川氏とその組織を大変尊敬しております。それゆえに、我々は、代表団の科学者と新聞による誤解があったとしか思えません。

化学薬品使用についての主張は、全く事実ではありません。この主張が与えた影響によって、SMFは非常に傷つけられております。SMFは非常に小規模な蓄養業者で、新規参入者です。彼らは、日本の顧客の信用を築き上げるのに大変な労力を費やしております。その信用の一部は、化学薬品を使用していないことによります。すでに多くの苦情が日本の顧客からSMFに対して寄せられており、経営上数千万ドルを失っております。このことを念頭において、著名な日本の企業に対し、オーストラリアの担当官が利益に反する同様の主張をした場合の影響を考えてみてください。

この問題は簡単に解決できます。したがって、我々は誤解を訂正するために2つの要求を氏の団体に求めるレターを石川氏にお送りします。これは以下によって達成されます。

- (1) 訂正するための新聞広告、我々もいくつか文言を挿入する。
- (2) 日本かつお・まぐろ漁業協同組合がSMF代表にレターを発出する。
レターには、誤解があったこと、及びSMFが化学薬品を使用していることを指摘する意図はなかったことを記入する。

我々は、日本政府が日本かつお・まぐろ漁業協同組合にこれらの訂正を行うよう説得していただくことを望んでおります。CCSBTとSBT資源の改善のために業界すべてが建設的にアプローチを続けることは非常に大切なことです。

さらに、我々は、今後とも特定の企業が目標とされることがないことを望んでおります。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団、ご出席の皆様、おはようございます。

日本の提案に従いまして、議題となっている問題の議論に先立ち、我々の立場について、何点か意見を明らかにする機会を与えていただきたく思います。

はじめに、皆様はご存じのことかと思いますが、本年 1 月に第 1 回まぐろ類 RFMOs 合同会合が開催され、MCS 措置は調和されなければならない、RFMO 間で整合がとれたものでなければならないということを含め、管理措置を強化するための行動計画が全会一致で合意されました。我々は、CCSBT がみなみまぐろ資源の管理において有効性と効率性のために、かかる原則に追随することを望んでおります。

二点目に、現在議論されている MCS 措置に関し提案されている管理スキーム又はシステムについては、可能な限り単純で、漁業及び蓄養企業が容易に実行でき、かつ、メンバー国政府が容易に施行できる方法で設計されなければいけません。加えて、MCS 措置に関する様々な手法もまた適用性の原則に依拠しなければなりません。

三点目ですが、CCSBT は、過去何年かにわたって、IUU 漁業に対抗するために、まぐろはえ縄漁業の操業の監視、監督の強化にその精力を傾けてきました。しかしながら、IUU 漁船の排除は段階的に確保されてきており、状況はかわりつつあります。蓄養を目的とした SBT の割当量は、総漁獲許容量の約半分となりました。SBT 資源のより良い管理と保存はもとより、漁船漁業と蓄養漁業の間で公正で平等な立場でいるためには、CCSBT は MCS 措置について蓄養漁業により多くの注意を傾けるべきです。

ありがとうございました。

日本のオープニングステートメント

各メンバー同様、日本も MCS の重要性を認識しており、今回の会合を極めて重要なものと考えている。MCS というと何か新しいもののようにも聞こえるが、我々が議論しようとしているのは、正に漁業管理そのものです。遵守委員会では、各メンバーは、自国の漁船及び漁業者に対する管理を明確にし、管理措置が十分に機能しているかを議論し、お互い学びあい、不足している部分があれば足していくとの対応が適当。

日本は、CDS についても、高い関心を有している。CDS に似た制度として TIS があり、相違点は、CDS は漁獲(catch)の情報を含むことである。Catch とは何かについても議論が必要であり、延縄漁業では catch は明確。巻き網漁業とリンクした蓄養漁業では catch がどこで発生するか明確な理解が得られていない。

日本は昨年4月から自国の遵守措置を強化し、その内容を明確に示している。また、日本は、他のメンバーから様々な意見をもらい、改善できるところは改善する用意がある。

昨年の年次会合での合意事項の一つとして、豪州蓄養調査がある。豪州は一生懸命取り組んでいるとしているが、現実として昨年の年次会合で合意された調査計画が全く進んでいない。この状況に日本の漁業者は大いに不満を抱いたため、日本はポートリンカーンに蓄養の視察団を送った。当該視察団には、現地での調整を円滑にするため、政府職員が1名入っており、視察の結果をとりまとめた報告書を事務局に提出している。

豪州代表が新聞記事について問題としていることについては、豪州が大きな問題と感じているのであれば、今後は改善が必要であろう。また、政府職員が情報をリークしたかの発言が豪州よりあったが、それは全くの事実無根である。昨年豪州においては情報リークが繰り返し行われたが、今後は、お互いの国が不必要に不愉快にならないように議論を進めていければと考えている。

MCS について、重要な点を1つ指摘したい。MCS は政府だけで確保できるものではない。どれだけ理想的な MCS を作っても、漁業者が理解し、対応できなければ無意味。我々のグループの中だけではなく、外のグループにも理解しやすい MCS でなければならない。また、MCS については、相互性、透明性及び一貫性を求めたい。マグロ蓄養が漁業であるなら、延縄漁業と同様の意味で遵守の対象にする必要がある。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

議長ありがとうございます。また、重要な遵守委員会会合をホストしていただいた委員会にも感謝申し上げます。

ここで議論する問題の何点かは神戸会合でも議論され、RFMOの議長は神戸で提起された勧告に取り組むために後日会合することになっております。本委員会は、その会合において、精査されます。委員会がそのプロセスにある課題を達成する一助となるようこの会議で進展をみるのが重要です。

今次会合の目標は、MCS措置についてより一層発展し合意を図るために、前回の本委員会及び委員会の作業のうえに築かれております。ニュージーランドは、頑強なCDSの開発が補助、補完するために開発されうるその他のMCS措置の中核となると考えております。

詳細にわたって個々のMCS措置を検討することは重要ではありますが、我々は一步離れてみる時間を取り、いかに合意された措置を委員会の目標を達成する統合されたMCS措置のパッケージとして結びつけるかについても検討しなければなりません。

また、メンバーが設計通りに措置を導入できるという快適さをもつためには、個々の措置が単独で機能するために十分に頑強でなければなりません。メンバーの異なる漁業管理の枠組に適合する十分な柔軟性も重要であります。

ニュージーランドは、これらの成果を達成できるようすべてのメンバーと協力的に作業する用意があります。

議長ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、事務局長、代表団の皆様。

韓国政府にかわり、オーストラリア政府、デービッド・ウッド議長、ニール・ハーミス事務局長及び彼のスタッフに対し、今次会合に関する大変な作業及びすばらしいアレンジメント、また我々が昨年の委員会会合以降どれだけ進展したかをレビューする絶好の機会を与えていただいたことに感謝の意を表したいと思います。

韓国は、会議を通じて議論されるであろういくつかのMCS措置の創設について、全般的な原則を何点かあげさせていただきます。

それらの措置は、IUU漁業活動の予防、防止及び廃絶のために、必要に応じて強化されるべきです。それらの措置は、お互いが緊密に関係し、相互に補完的な多くの要素から構成されています。しかしながら、MCS管理措置の緊急性を考慮しますと、CDSの問題が優先的に取り扱われるべきでしょう。その後、VMSや転載等といったその他の措置に段階的に取り組むことができるでしょう。個々の要素におけるもっとも強力な措置が、IUU漁業の防止に全能又は万能ということではありません。同時に、いかなる保存措置であっても、費用対効果と遵守の容易さを考慮しなければなりません。

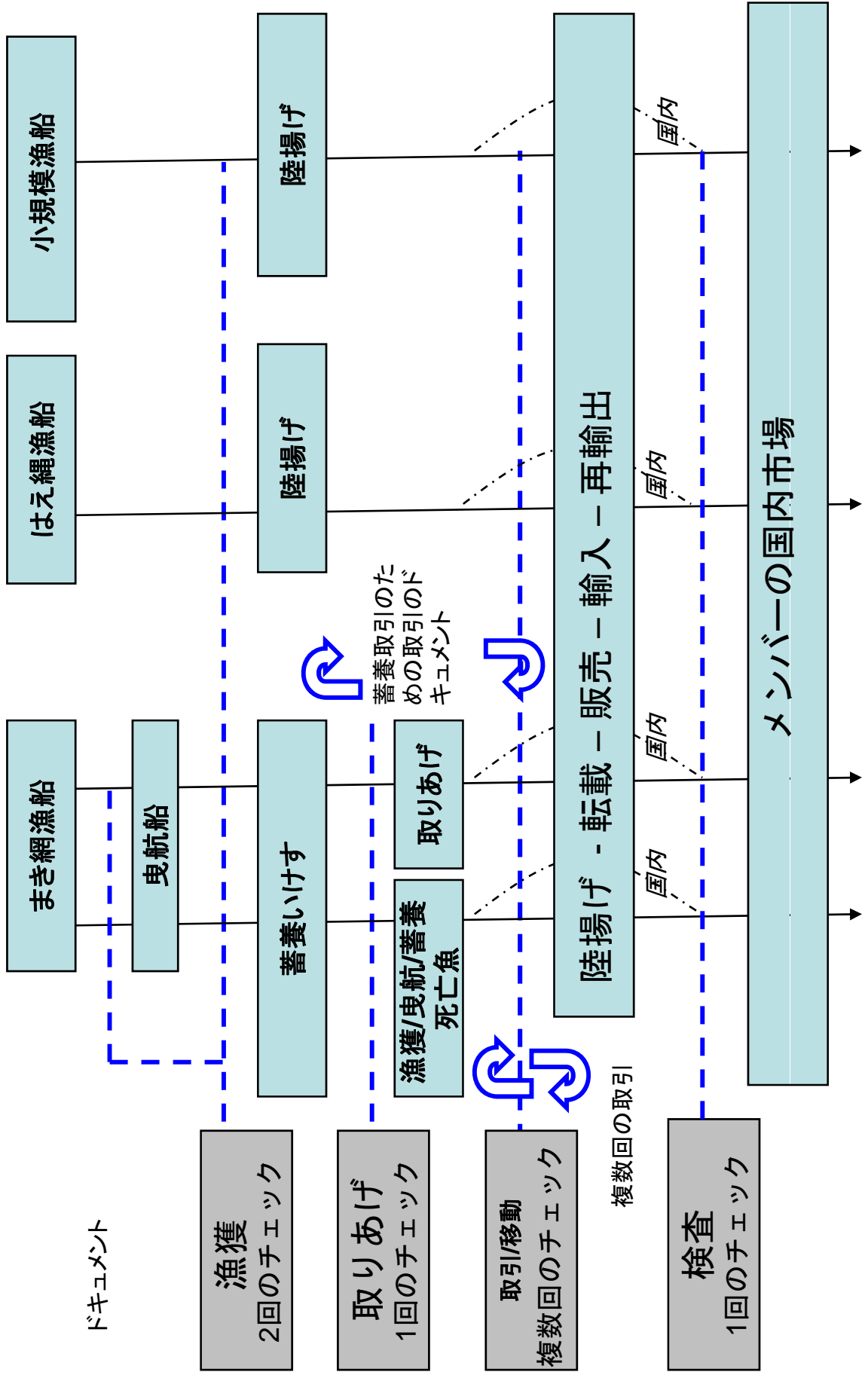
我々がこれから議論する問題に関する遵守管理措置を採択する場合、委員会はその措置のレビューを毎年行い、必要であれば付加の行動を起こさなければなりません。韓国は、この方法によって、SBTの持続的な漁業を達成することができるかと確信しております。

再開するいくつかの問題は非常に多くの議論を呼ぶでしょうし、いくつかの問題は簡単に解決できないでしょう。しかしながら、委員会の共通の目的を達成するため、韓国は、他のメンバーと緊密に協力することを強く望みます。

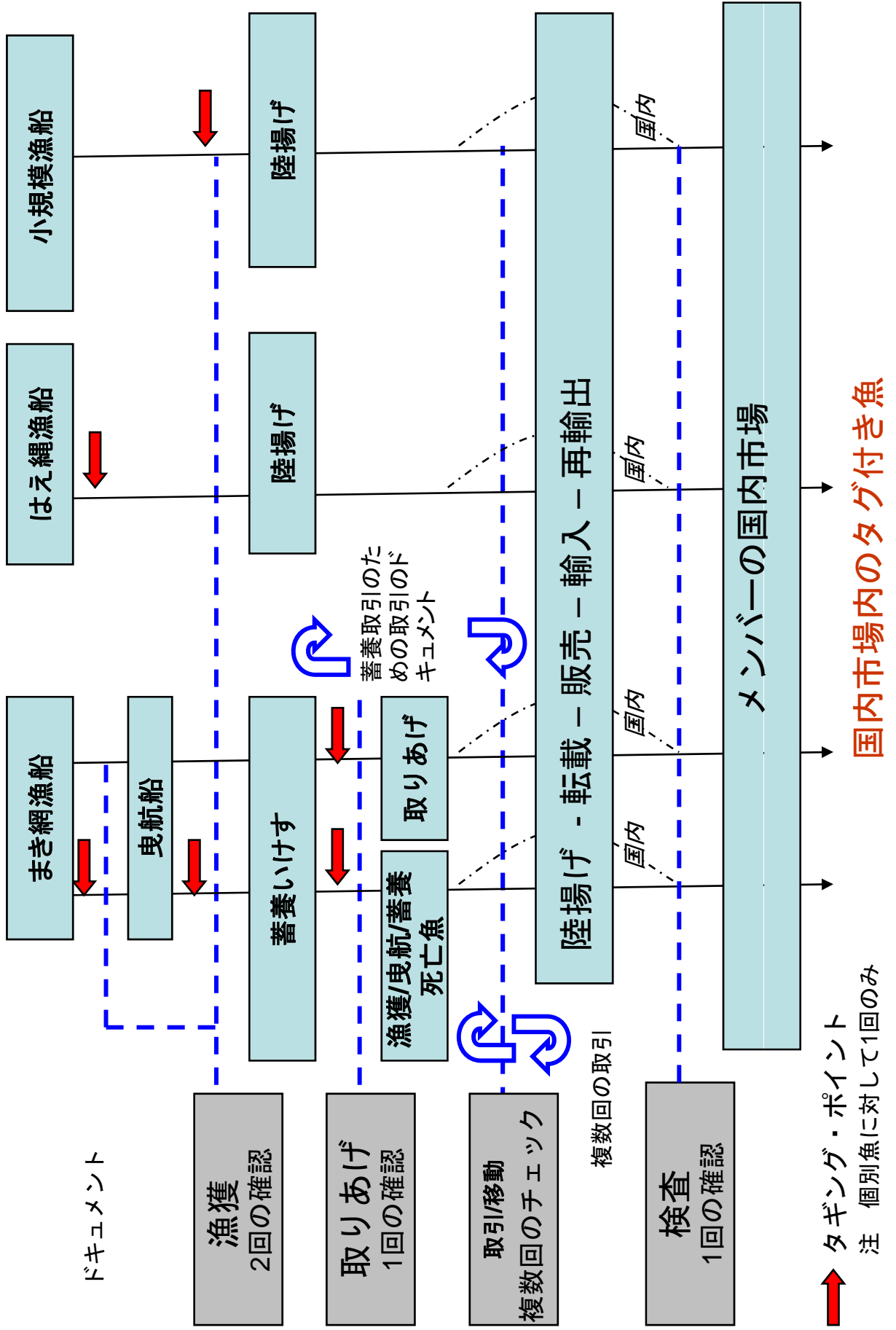
最後に、韓国は、持続可能なSBT漁業に向けて、連携と一致団結した努力の強化を要する分野を、この会合が特定するものと理解しております。

議長、ありがとうございます。

CDSフロー・チャート



CDSフロー・チャート (タグ・プログラムの提案)



国内市場内のタグ付き魚

オーストラリアによる CCSBT 漁獲証明制度及びタギング・システムの採択
及び導入に関する決議案

(2007年10月16-19日第14回年次会合における採択のために)

CCSBT 漁獲証明制度及びタギング・システムの採択及び導入に関する決議

みなみまぐろ保存のための拡大委員会は(CCSBT)、

取引の有無に関わらずすべてのSBT漁獲を記録する漁獲証明制度の実施に関して、みなみまぐろ保存拡大委員会が第13回年次会合で採択した決議に言及し、

各個体への標識の装着を漁獲証明制度の一部に取り入れる可能性を同決議があげていることに留意し、

他の地域漁業管理機関のCDSと調和を図る必要があることに留意し、

みなみまぐろ保存条約第8条パラグラフ3(b)に従い、次のとおり合意する。

1. 次の定義は、CCSBT漁獲証明書作成の目的にのみ使用されることを意図したものであり、水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出といった行為がメンバー又は協力的非加盟国の関税法又はその他の国内法の下で同様の意味を持つかどうかに関わらず、ここに記載された定義にて適用されるものとする。

- (a) **CCSBT漁獲証明書**：本決議が要求するCCSBTの漁獲、はえ縄操業、蓄養曳航、蓄養移動、移動及び検査のドキュメント。
- (b) **CCSBT漁船登録**：[決議名を挿入]に従って設立されたみなみまぐろの漁獲を許可された漁船の登録。
- (c) **輸出**：国/漁業主体管理下の領域若しくは陸揚げの自由貿易圏、又は、国若しくは自由貿易圏が関税同盟に加盟している場合にはその関税同盟の他の加盟国からの、加工された状態を含むあらゆる魚の移動。
- (d) **蓄養場**：漁獲した天然のみなみまぐろを成育させる施設。
- (e) **輸入**：ある国の管理下にある地理的領域に、SBTが物理的に進入するか又は持ち込まれること、そのような漁獲が本決議の定義による「陸揚げ」又は「転載」の意味において陸揚げ又は転載された場合はその例外とする。
- (f) **捕殺**：商業的漁業の過程における魚の死亡、通常、蓄養の取り上げ時又ははえ縄操業の漁獲時に起こる。
- (g) **陸揚げ**：取り上げられた又は加工された状態で、魚が漁船から港内又は自由貿易圏内の岸壁又は別の船へ初めて移動することであり、漁獲物は入港国の当局によって陸揚げされたと認定され、蓄養の場合は蓄養施設から加工施設（陸上施設か加工船かに関わらず）への初めての移動を陸揚げとする。
- (h) **はえ縄操業**：はえ縄及び一本釣りの操業を含む、まき網蓄養操業以外のすべての漁業操業。
- (i) **入港国**：陸揚げ、転載、輸入、輸出及び再輸出の目的において、特定の港域又は自由貿易圏の管理権を持ち、陸揚げ又は転載を証明する権限を持った国/漁業主体。

- (j) 加工された：フィレ、ロイン及びドレスを含む魚の加工をさし、全魚体のままの魚の処理（洗浄、鰓腹抜き、冷凍、ヒレ、鰓板及び尾の除去など）は含まない。
- (k) 再輸出：ある国/漁業主体、自由貿易圏、又は輸入関税組合の加盟国の管理下にある領域からの加工された状態を含むあらゆる漁獲物の移動であり、そのような国/漁業主体、自由貿易圏又は輸入関税組合の加盟国が最初の輸入地である場合には、その移動は本決議の「輸出」の定義の下での輸出とみなされる。
- (l) 移動：輸入、輸出、再輸出、転載、水揚げ[又は販売]。
- (m) 転載：加工又は未加工の状態を含む魚の、はえ縄漁船から別の船舶又は輸送手段への移動。[疑義を避けるために、漁獲物を一時的に陸又は人工的構造に揚げたとしても、それが当該保存措置の「陸揚げ」の定義において陸揚げされていない限り、そのような移動が転載とみなされることを妨げるものではない。]

CCSBT漁獲証明制度

電子及び/又は紙ベースの漁獲証明制度

- 2. CCSBTの漁獲証明書は電子及び/又は紙ベースで作成できる。
- 3. メンバー及び協力的非加盟国は、段階的に電子ベースのCCSBT漁獲証明書に移行するよう奨励される。

はえ縄操業に求められるCCSBTの漁獲ドキュメント

- 4. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT許可船リストにある漁船の漁労長又は運航者に対し、はえ縄操業中に捕殺したみなみまぐろ一尾ごとにCCSBTの漁獲ドキュメントを作成するよう要求するものとする。ドキュメントは魚の捕殺時に作成されるものとする。
- 5. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT許可船リストにある漁船の漁労又は運航者に対し、みなみまぐろはえ縄漁業の航海の各終了時に、CCSBTのはえ縄操業ドキュメントを作成するよう要求するものとする。

蓄養操業に求められるCCSBTの蓄養曳航、蓄養移動及び漁獲のドキュメント

- 6. メンバー及び協力的非加盟国は、蓄養に使用される曳航船の船長又は運航者に対し、CCSBTの蓄養曳航ドキュメントを作成するよう要求するものとする。ドキュメントは、魚が蓄養場に活け込まれる際に作成するものとする。
- 7. メンバー及び協力的非加盟国は、蓄養場間及び同一の蓄養場内のいけす間でみなみまぐろを移動する者に対し、CCSBT蓄養ドキュメントを作成するよう要求するものとする。ドキュメントは、魚を蓄養場又は別のいけすに移動する際に作成するものとする。

8. メンバー及び協力的非加盟国は、蓄養場の所有者又は運営者に対し、蓄養中に捕殺したみなみまぐろ一尾ごとにCCSBTの漁獲ドキュメントを作成するよう要求するものとする。ドキュメントは魚の陸揚げ時に作成するものとする。所有者又は運営者は、CCSBTの曳航ドキュメントに記載された固有の識別子を記入するよう要求される。

移動に求められるCCSBT漁獲証明書

9. メンバー及び協力的非加盟国は、その管轄下において、自国船籍の漁船から又はそのような漁船への移動を含むみなみまぐろの移動を実行する者に対し、移動ごとにCCSBTの移動ドキュメントを作成するよう求めるものとする。

10. 本決議に従って移動が確認されなければならない場合には、CCSBTの移動ドキュメントにCCSBTの検査ドキュメント番号を記載するものとする。

11. 本決議が要求する有効なCCSBTの漁獲証明書のないみなみまぐろの移動は禁止するものとする。

みなみまぐろの移動を確認するための要件及びCCSBTの検査ドキュメント

12. メンバー及び協力的非加盟国は、その管轄下において、発生した次に該当するみなみまぐろの移動ごとに、権限を与えられた行政機関又は政府職員が検査を行い、確認を要求することを確実にするものとする：輸入、輸出、再輸出及び陸揚げ。特に、

- (a) 陸揚げされたすべてのみなみまぐろは、必ず一尾ごとに検査し、有効なCCSBTの漁獲証明書とCCSBTの標識を有することを確認しなければならない。
- (b) 輸出又は再輸出されるすべてのみなみまぐろは、必ず一尾ごとに検査し、有効なCCSBTの漁獲証明書とCCSBTの標識を有することを確認しなければならない。
- (c) 輸入されるすべてのみなみまぐろの積荷は、必ず積荷ごとに検査し、その積荷に有効なCCSBTの漁獲証明書を有し、積荷重量の合計がCCSBTの漁獲証明書と合致することを確認しなければならない。

13. 公海上でのすべてのみなみまぐろの転載に関しては、CCSBT転載要件に従って、承認を受けたオブザーバーが確認し、CCSBTの検査ドキュメントを作成するものとする。

14. 本決議に従って検査を行う者は、魚の原産地を特定し、その魚が、必要なCCSBTの漁獲、蓄養曳航、蓄養移動及び移動のドキュメントを含むすべてのCCSBTの保存管理措置に従い漁獲されたものであるか否かを判断するもの

とする。これらの要件をみたした魚に対し、CCSBTの検査ドキュメントを与えるものとする。

15. CCSBTの漁獲証明書における情報について疑義が生じた場合には、メンバー及び協力的非加盟国は、疑義を解決するために、関係するメンバー及び協力的非加盟国に協力するものとする。

16. メンバー及び協力的非加盟国は、無効であると疑われるCCSBTの漁獲証明書について、事務局に速やかに通知するものとする。また、メンバー及び協力的非加盟国は、本決議で規定された確認のプロセスに基づき、みなみまぐろがすべてのCCSBTの保存管理措置に従って漁獲されたものではないとの疑われる場合には、速やかに事務局に通知するものとする。

17. メンバー及び協力的非加盟国は、確認に関する情報（例 確認の種類、証明書を確認する組織名、証明書を確認する役人の役職名、印章若しくは印鑑の見本又は電子署名など）を事務局長に提供し、それらに変更があった場合には適宜事務局長に通知するものとする。事務局長は、他の関係国/漁業主体に、確認に関する情報の提供を求め、それらに変更が生じた場合には適宜通知するよう求めるものとする。

差し押さえ又は没収したみなみまぐろの販売

18. CDSに参加しているメンバー又は協力的非加盟国が差し押さえた又は没収したみなみまぐろを販売又は処分する場合、その理由を記した特別確認CCSBT漁獲ドキュメントを発行することが出来る。特別確認CCSBT漁獲ドキュメントには、没収された魚を取引することになった経緯を記載するものとする。実際的に可能な限り、当事者は、IUU漁業又はIUU製品の移動に関与した犯人が差し押さえ又は没収された漁獲物の販売から金銭的利益を得ることがないことを確実にするものとする。

19. メンバー又は協力的非加盟国は特別確認CCSBT漁獲ドキュメントを発行した場合、すべての当事者に伝え、適切な場合には貿易統計に記録するため、かかる確認はすべて事務局に速やかに報告するものとする。

CCSBT漁獲証明書に関する一般的要件

20. メンバー及び協力的非加盟国は、別紙 1-6に規定された要件をみたす独自のCCSBT漁獲証明書の様式を作成するものとする。メンバー及び協力的非加盟国は、かかる様式を事務局長に提出し、事務局長はそれらを他のメンバー及び協力的非加盟国に配布し承認を求めるものとする。

21. メンバー又は協力的非加盟国が標準のCCSBT漁獲証明書を変更する場合には、変更された様式の写しを事務局長に提出するものとする。事務局長は変更された様式を他のメンバー及び協力的非加盟国ならびに他の関係国/漁業主体に提供するものとする。

22. CCSBTの漁獲、移動及び検査のドキュメントには、該当する魚に固有の識別子を付し、それがその魚の標識の識別子と一致するようにする。

23. CCSBTの蓄養曳航及び移動のドキュメントには、旗国/漁業主体が発行する固有の識別子を付するものとする。保留、撤回、無効又は失効したCCSBTの蓄養曳航及び移動のドキュメントは、要求に応じて、旗国/漁業主体に返却し、無効化及び破棄されるものとする。

24. 次項で規定された場合を除き、CCSBT漁獲証明書の記入を要求された者は、そのような要求を受けてから7日以内に、当該証明書の写し又は証明書の記載内容を事務局に送信するものとする。前文に関わらず、メンバー及び協力的非加盟国は、記入を要求された者が可及的速やかにCCSBT漁獲証明書を電子的に送信することを要求するよう奨励される。

25. 移動を確認しCCSBTの検査ドキュメントを作成する権限を与えられた政府職員は、本決議に従い、そのようなドキュメントの写し又は内容を、作成を要求されてから2日以内に事務局に電子的に送信するものとする。

26. 事務局長は、毎年、前年の7月1日から12月31日までにCDSによって収集したデータを6月1日までに、現行年の1月1日から6月30日までのデータを12月1日までに委員会に報告し、すべてのメンバーに配布するものとする。

メンバー及び協力的非加盟国/事務局によるCCSBT漁獲証明書の監査

27. 事務局は、受け取ったすべてのCCSBT漁獲証明書の生データを電子データベースに編纂するものとする。事務局は漁獲証明制度を支えるデータベースの開発を手配する。

アクセス及び機密保持

28. CCSBT漁獲証明書とその記載内容は機密情報であり、本決議によって許可された方法によってのみ提供又は使用されるものとする。

29. 事務局長は、CCSBT漁獲証明書とその記載内容をデータベースにおいて確実に守秘するものとする。

30. メンバーは、検査、確認、科学的使用又は拡大委員会のすべてのメンバー若しくは協力的非加盟国が合意したその他の目的のため、あらゆるCCSBT漁獲証明書の提供を事務局長に求めることが出来る。

CCSBT統計証明プログラムの廃止と置換

31. 本決議は、拡大委員会が設立したCCSBT統計証明制度を廃止し、それに代替するものとする。

CCSBTタギング・システム

CCSBTタギング・システム

32. 事務局はCCSBT標識を調達し、CCSBT総漁獲許容量の割合に応じて、各メンバー及び協力的非加盟国がCCSBT許可登録船及び許可蓄養場に配布するために供給するものとする。
33. 停止、撤回、無効又は失効したCCSBT標識は、要求に応じて、旗国/漁業主体に返却し、無効化及び破棄されるものとする。旗国/漁業主体は速やかにその旨を事務局に通知し、事務局はその記録を残すものとする。
34. CCSBT標識は可能な限り次の要件をみたすものとする。
 - (a) 費用効果がある。
 - (b) 容易に認識できるCCSBTのロゴを含む。
 - (c) 事務局が割り振った固有の識別子を、容易に判読できる番号とバー・コードで標識に印刷する。
 - (d) みなみまぐろに確実に装着できる。
 - (e) 再使用、不正操作及び偽造又は複製ができない。
 - (f) みなみまぐろの冷凍、海水、手荒な取り扱いに耐えうる。
 - (g) 食品に使用しても安全である。
35. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT許可船リストに掲載された漁船に、みなみまぐろの捕殺時に一尾ごとにCCSBT標識を装着するよう要求するものとする。CCSBT標識は加工まで各魚に残存されるものとする。
36. みなみまぐろを洋上で加工する場合には、加工されたみなみまぐろの各販売用部位に当該魚固有の識別子を（バー・コードを装着するか識別子を押し印する方法で）印すものとする。
37. CCSBT標識のないみなみまぐろの移動又は販売は禁止するものとする。
38. 事務局はすべてのCCSBT標識のデータベースを維持する。
39. 事務局長又は代表者は、市場のみなみまぐろの抜き打ち独立監査を実施し、全魚体のみなみまぐろが必要な標識を付けていることを確認し、標識のない魚についてはそれがみなみまぐろであるかどうか遺伝子テストを行って確認するものとする。

本決議の実施に関する一般的要件

メンバー又は協力的非加盟国以外の国/主体による実施

40. 事務局長は、メンバー又は協力的非加盟国以外でみなみまぐろを移動する国/漁業主体に対して、本決議の実施に協力し、そのような実施から得たデータを事務局に提供するよう要請するものとする。

CCSBT漁獲証明書及びタギング制度のレビューと改善

41. 拡大委員会は、2008年の会合において、CCSBT漁獲証明書及びタギング制度をレビューしその改善点を特定して、同制度に必要な改善を加えるよう努力する。

別紙 1－CCSBTの漁獲ドキュメント

CCSBTの漁獲ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 当該魚に関連する証明書の種類を参照する欄一例 蓄養漁獲及び曳航のドキュメント、移動/転載ドキュメント、検査ドキュメント
2. 漁業許可保有者の氏名
3. 漁船（複数を含む）の詳細：船長、船名、旗国、識別のための符号、船長の氏名
4. SBTを漁獲した日又は期間
5. SBTを漁獲した場所又は水域
6. SBTの体重と体長
7. [要記入]

別紙2-CCSBTのはえ縄操業ドキュメント

CCSBTのはえ縄操業ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 航海に関連する証明書の種類を参照する欄一例 漁獲ドキュメント
2. 漁業許可保有者の氏名
3. 漁船（複数を含む）の詳細：船長、船名、旗国、識別のための符号、船長の氏名
4. 航海の期間
5. SBTを漁獲した場所及び水域
6. 捕殺及び保持しなかったすべてのSBTの詳細（鯨及びサメによる損傷を受けた魚を含む）
7. [要記入]

別紙 3-CCSBTの蓄養曳航ドキュメント

CCSBTの蓄養曳航ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 漁業許可保有者の氏名
2. 漁船（複数を含む）の詳細：船名、識別のための符号、旗国、船長の氏名
3. 曳航船の名称の詳細：船名、旗国、船長の氏名
4. SBTを漁獲した日又は期間
5. SBTを漁獲した場所及び水域
6. 活け込み日
7. 曳航用ケージの識別番号
8. 蓄養いけす又はケージの識別番号
9. 確認されたSBTの活け込み尾数
10. 確認された活け込みSBT推定重量
11. まき網操業、曳航及び蓄養場への活け込みに際してに起きたSBT死亡の詳細
12. [要記入]

別紙 4－CCSBTの移動ドキュメント

CCSBTの移動ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 当該魚に関連する漁獲ドキュメント及び検査ドキュメントを参照する欄
2. [要記入]

別紙 5-CCSBTの蓄養移動ドキュメント

CCSBTの蓄養移動ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 当該魚に関連するドキュメントの種類を参照する欄—漁獲、蓄養曳航、移動及び検査のドキュメント
2. [要記入]

別紙 6－CCSBTの検査ドキュメント

CCSBTの検査ドキュメントは次の要件をみたすものとする。

1. 当該魚に関連する証明書の種類を参照する欄－漁獲、蓄養曳航、移動及び検査のドキュメント
2. [要記入]

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議
(2007 年 10 月 16-19 日第 14 回年次会合における採択のために)

CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は(CCSBT)、

第 13 回年次会合において、拡大委員会が CCSBT 漁船監視システムの開発と実施(2006 年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を想起し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としての CCSBT 漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムの採択が、2007 年 1 月 22 日から 26 日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

CCSBT 漁船監視システムの最低基準及びその他の要件を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第 8 条パラグラフ 4 (b) に従い、以下合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
 - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
 - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06 「委員会漁船監視システム」(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
 - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006) 「自動化衛星中継漁船監視システム(VMS)」(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。
 - d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14 「ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告」に従う。

- e. **VMS** のない公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する **IOTC 決議 06/03**(決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1(a-e)に示した **VMS** の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
3.
 - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、第 2 回遵守委員会会合が勧告した書式による **VMS** サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
 - b. **CCSBT** の保存管理措置に反して操業を行っていると思われる場合には、特定の船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別的に、**VMS** データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、以下の対応をとらなければならない。
 - (i) 事例を捜査し、**VMS** データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供すること。又は、
 - (ii) 当該船舶に関する **VMS** データを要求したメンバー又は協力的非加盟国へ提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は捜査の結果を旗国であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意した。
5. 事務局は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに **SBT** 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類 **RFMOs** を横断的に統一する **VMS** の開発を含め、他の **RFMOs** における進展状況を考慮しなければならない。
6. 本決議は、**CCSBT 13** で採択した 2006 年 **VMS** 決議に優先するものではない。

付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データを政府の **国会議員及び** 公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述してなければならない。

議長による作業計画

CCWG 1は情報を共有する良い機会であったものの、委員会がすでに決議案を有し特定の日時までに行動を実行に移すよう求めた分野において、達成された取極の程度については期待を裏切られた。

委員会が求めた日時までに決議案の履行を達成するために、次の作業計画を提案する。

1. CCWG 2

- a. CCSBT 14 前の 10 月 8 - 12 日、キャンベラにおいて CCWG 2 を 5 日間開催することを提案する。これは、現在 10 月 14 - 15 日で予定されている 2 日間の CC 2 の先に行われ、結果として 10 月 15 日の 1 日のみの会合に短縮されることになる。
- b. オーストラリアと事務局が、この会合に適切な準備を行い、メンバーに周知することを求める。
- c. CCWG 2 の議題案を別掲した。
- d. 次にあげた CCWG 2 において議論するためのすべての文書及び計画は、2007 年 9 月 1 日までに回章のため、事務局に提出される(先の日程を示したものを除く)。

2. CDS

- a. すべてのメンバーは、現行の報告に関する取極を CDS 提案に考慮できるように、可能な限り早期にかかる取極を説明した文書を提供する。
- b. オーストラリアは、CCWG 1 における議論をふまえた CDS 文書及び実施計画を提供する。
- c. 日本は、現在の活動の説明及びメンバーが検討するための CDS 提案を提供する。
- d. 事務局は、CCWG 1 における議論をふまえ CDS 文書を更新する。
- e. 事務局は、数字、バー・コードを有し、かつ書き込み可能で、電子的に読み取ることができる、適当な一連のまぐろ標識について、標識のサンプル及び費用(一括購入及び旗国による購入を仮定)とともに、利用可能な標識の詳細を含む標識の文書を準備する。
- f. 事務局は、経費の試算(並びに、漁業者、旗国及び事務局が負担する可能性のある経費の見積り)について、CDS の経費の指標となる文書を準備する。
 - i. 標識の管理(中央又は旗国)
 - ii. 記録(電子又はペーパー・ベース)
 - iii. 標識
 - iv. 人件費、諸経費、コンピューター機器及びソフト並びに導入及び維持等を含む経費の試算

3. 転載

- a. 事務局は、CCSBT 13 で採択された決議におけるメンバー及び事務局の責務を列記し、それら責務への対応の進捗報告をメンバーに求めるレターを準備する(CCWG 1 議事録に求められたとおり)。
- b. 事務局は、他のまぐろ類 RFMO 及び CCAMLR における取極の説明、統一化の進捗状況、及びより一層の統一化に対する CCSBT の機会について、総合的な転載文書を作成する。
- c. XXX は転載決議の総合的な実施計画案を作成する。

4. VMS

- a. 日本は、VMS 報告の機密性及び利用(付属書 I)に関して、政府公務員はもとより国会議員へのデータ提供について確認する。
- b. ニュージーランドは、VMS 決議の総合的な実施計画案を作成する。

5. 入港国措置

- a. ニュージーランドは、入港国措置の文書を作成する(進展を図るため)。

6. 独立オブザーバー

- a. メンバーは、2007 年 6 月 30 日までに回章のため事務局に文書 CCSBT-CC/0704/08 及び 08A についてのコメントを提供する。
- b. XXX オブザーバー文書を作成する(進展を図るため)。

7. 乗船検査

- a. オーストラリアは、2007 年 5 月に最新化された文書を提供する。
- b. メンバーは、2007 年 6 月 30 日までに回章のため事務局に文書 CCSBT-CC/0704/12 についてのコメントを提供する。
- c. XXX は乗船検査文書を作成する(進展を図るため)。

8. 漁船登録

- a. オーストラリアは、修正を加え、修正文書を CCWG 2 で回章する。
- b. メンバーは、2007 年 6 月 30 日までに回章のため事務局に文書 CCSBT-CC/0704/09 についてのコメントを提供する。
- c. 事務局は、すべての RFMOs における現行の漁船登録、及びより一層の統一化のための機会について、漁船登録文書を作成する。
- d. XXX は漁船登録文書を作成する(進展を図るため)。

9. SBT 蓄養におけるコンプライアンス

- a. メンバーは、2007 年 6 月 30 日までに回章のため事務局に文書 CCSBT-CC/0704/15 及び 16 についてのコメントを提供する。

- b. 日本は、メンバーのコメントに基づき、蓄養管理文書を作成する(進展を図るため)。

CCWG 2 議題案

1. 転載

転載について、CCSBT 14 決議の実施計画詳細を CC 2 に勧告するため最終化する

2. CDS

CDS について、CCSBT 14 で採択する完全な決議及び実施計画詳細を CC 2 に勧告するため最終化する

3. VMS

VMS について、CCSBT 14 決議の実施計画詳細を CC 2 に勧告するため最終化する

4. 入港国措置

入港国措置を進展させる方法

5. 独立オブザーバー

独立オブザーバー

6. 乗船検査

乗船検査を進展させる方法

7. 漁船登録

漁船登録を進展させる方法

8. SBT 蓄養におけるコンプライアンス

蓄養におけるコンプライアンス問題を進展させる方法

9. DNA サンプルング

10. その他の事項

11. 報告書

12. 閉会